

令和 5 年 1 2 月 1 2 日
総務部男女共同参画推進センター

江東区版パートナーシップ制度のパブリックコメント実施状況及び スケジュール変更について

1 実施期間

令和 5 年 1 1 月 1 日（水）から令和 5 年 1 1 月 2 1 日（火）

2 周知方法

- (1) 区報 1 1 月 1 日号（パブリックコメント特集号）に概要掲載
- (2) 区ホームページに計画（素案）全文を掲載
- (3) こうとう情報ステーション（区役所 2 階）、人権推進課（区役所 4 階）、男女共同参画推進センター 2 階情報資料室に閲覧用冊子を配架

3 提出方法

郵送（区報掲載のはがき等）、F A X、窓口持参、区ホームページからの提出

4 提出人数

2 1 0 人

(1) 年代別

	20代 以下	30代	40代	50代	60代	70代 以上	その他	合計
人数 (人)	21	52	40	37	19	19	22	210
構成比 (%)	10.0	24.8	19.0	17.6	9.0	9.0	10.5	100.0

※端数処理により、合計は 100% になりません

(2) 提出方法別

	はがき	FAX	窓口	区 HP	合計
人数 (人)	152	0	0	58	210
構成比 (%)	72.4	0	0	27.6	100.0

5 主な意見

- 自分のこどもが同性パートナーや事実婚を選択した際に、少しでも法律婚と近い利益が享受できるようになれば嬉しい。
- 多様性への配慮、マイノリティーへの配慮が重んじられる現代において、LGBT等や事実婚のパートナーのファミリーシップ宣誓することで区の利用サービスを利用できる本制度は時代に合った内容である。
- 同性婚制度が成立することが一番ですが、その足がかりとしてパートナーシップ・ファミリーシップ制度は重要と考えます。
- パートナーシップは賛成だが、ファミリーシップはどこまで効力があるかもわからず心配である。
- 性別を理由にして婚姻できない方は、この制度があるべきに思う一方、婚姻ができる方々が、本当はパートナー関係になくとも、制度的メリットがあることから宣誓してしまう可能性があるようにも思う。まずは法的に婚姻できない方々に限定してほしい。
- 日本は宗教的にも文化的にも同性愛へのタブーはありません。行政による不必要な介入が新たに差別を生み出します。
- 法的な効果が無い制度なのに、わざわざ設ける必要がない。
- 既に東京都の宣誓制度利用者は、改めて区で制度を創設する必要性を感じない。

6 スケジュールの変更

【変更前】

- 令和5年12月 パブリックコメント概要、条例の一部改正概要の報告
- 令和6年 3月 条例の一部改正条例（案）の提出、制度（案）の報告
- 令和6年 4月 制度開始

【変更後】

- 令和5年12月 パブリックコメント実施状況、スケジュール変更の報告
- 令和6年 3月 答申内容、パブリックコメント実施結果の報告
- 令和6年度 新体制において改正条例案の提案時期等について検討